

## 法人化の必要性

現在、全国有床診療所連絡協議会は任意団体である  
法人格がないと、代表者個人の名義で登記、銀行口座の開設をするため、  
団体と個人の資産の区分が困難になり、代表者が代わると団体の運営・存続に支障をきたす。  
また、団体名（任意団体）では契約を締結できないこともある。

## 法人化のメリット

- 1 契約の当事者になれる  
不動産や自動車等の資産を法人名義で契約、取得できる。  
一般社団法人名義で事務所を借りたり、銀行口座を開設したり、法人が主体となって契約行為を行える。
- 2 社会的信用が増す

## 法人化のデメリット

- 1 事務手続きが増える
- 2 利益の分配はできない
- 3 法人税がかかる  
\*非営利型法人の要件  
剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。  
解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること  
上記1及び2の定款の定め違反する行為(を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。  
各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

## 設立に必要な手続き

設立時社員は最低2名

設立時社員は、一般社団法人の設立手続きが終わると、そのままスライドする形で「社員」になる  
設立時社員が共同して定款原案を作成し、設立予定の都道府県内にある公証役場で公証人の認証を受ける  
定款の認証後、法務局へ提出するその他の書類を作成して設立登記の申請を行う

提出した書類に不備がなければ1週間程度で登記が完了

法人の「登記事項証明書（登記簿謄本）」と「印鑑証明書」を取得

銀行口座の開設、税務署、都道府県税事務所、市役所へ届出

理事、監事の選任

## 用語について

### 一般社団法人とは？

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」という法律を根拠に設立される「非営利法人」  
1名では設立することができず、2名以上の人（社員）が必要  
\* 株式会社や合同会社などの営利法人は1名以上で設立が可能

### 社員とは？

一般社団法人における社員とは、一般社団法人の重要事項を議決する最高意思決定機関の「社員総会」に出席し、その議決権を行使することができる人、または、法人等  
\* 株式会社という「株主」に似た立場

### 非営利法人ってどういう意味？利益を上げてはいけないの？

一般社団法人が行う事業の内容に制限はなく、株式会社や合同会社などの営利法人と同様に、基本的にはどのような事業でも自由に行うことができる

### 非営利とは？

非営利とは、剰余利益を分配しないことであり、利益を上げること自体は可能  
一般社団法人の役員や従業員に役員報酬、給与を支給することも可能  
\* 株式会社は、会社が儲ければ株主に剰余利益を配当することができるので「営利法人」

### 役所の許可は不要

一般社団法人の設立に、特別な「許可」や「認可」は必要ない  
公証役場で定款の認証を受け、法務局で登記すれば設立完了

### 社員総会とは？

一般社団法人の重要事項等を決定する「意思決定機関」  
社員総会は全ての社員で構成され、社員は原則一人一個の議決権を持つ  
\* 株式会社の「株主総会」によく似ている

### 理事とは？

法人の業務を執行する人（株式会社の取締役）  
業務執行権限  
業務執行の意志決定 → 理事会  
業務執行 → 代表理事・業務執行理事  
代表権限  
代表権限は、理事の中から代表理事と選定された者のみが有する

## 全国有床会則と秋田県医師会定款・JCOA定款の比較

### 全国有床会則

#### 役員

会長 役員会で選出  
 副会長 会長が指名  
 常任理事 ブロック選出+会長指名  
 理事 各都道府県から一名  
 監事 総会で選出

#### 役員会

常任理事+各県代表理事  
 会長が招集

#### 常任理事会

会長が招集

#### 総会

各県持ち回りで年一回

### 秋田県医師会定款

会長 代議員会の決議により選任  
 副会長 代議員会の決議により選任  
 常任理事 代議員会の決議により選任  
 理事 23名以内 代議員会の決議により選任  
 監事 3名以内

代議員会は理事会の決議に基づき、会長が招集する。  
 代議員をもって法律上の社員とする  
 選挙区ごとに会員による選挙 正会員30人に一人  
 代議員の任期は2年  
 代議員は、本会の役員を兼ねることはできない。

理事会は、理事をもって組織し、会長が招集  
 常任理事会は、会長・副会長・常任理事をもって組織し、会長が招集

### JCOA定款

理事長 理事会で決定  
 副理事長 理事会で決定  
 理事 17~25名 社員総会で決定  
 監事 2~4名 社員総会で決定

代議員をもって法律上の社員とする  
 選挙区ごとに会員による選挙 正会員100人に一人  
 代議員の任期は2年

理事会は、理事長が招集

#### 社員総会

定時総会は毎事業年度終了後三ヶ月以内に開催

2023/2/21 有床診療所政治連盟規約案

(名称)

第1条 本会是有床診療所政治連盟（略称：有政連）と称する。

(事務所)

第2条 事務局は当分の間、福岡県に置く。

(組織)

第3条 本会は、全国有床診療所連絡協議会会員のうち、この会の主旨に賛同するものを会員とする。

(目的)

第4条 有床診療所が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医師と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、日本医師会と協力して地域の医療に貢献するために必要な政治活動を行う。

(事業)

第5条 本会は、有床診療所の社会的経済的地位の向上を期するための政治活動を行う。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く  
委員長 一名  
副委員長 若干名  
執行委員 若干名  
会計責任者 一人  
会計責任者職務代行者 一名 会計監事 二名

(委員長)

第7条 委員長は、執行委員が推薦（自薦を含む）した会員を執行委員会の承認を経て選出する  
ただし、執行委員以外の会員が委員長に選出された場合には、選出後執行委員とする。  
2 委員長は本会を代表し、業務を総理する。

(副委員長)

第8条 副委員長は、会員の中から委員長が委嘱する。  
委嘱された副委員長が、執行委員以外の場合には、委嘱後執行委員とする。  
2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(執行委員)

第9条 執行委員は、全国有床診療所連絡協議会の常任理事とする。  
2 執行委員は、委員長が適当と認める会員の中から、執行委員会の承認を経て委員長が委嘱することができる。  
3 執行委員は、本会の業務を掌理する。

(会計責任者及び会計責任者職務代行者)

第10条 会計責任者は、全国有床診療所連絡協議会会計担当理事とする。  
2 会計責任者職務代行者は、A会員又はその他委員長が適当と認めた者の中から、執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。  
3 会計責任者は、本会の経理を担当し、政治資金規正法に定める報告書を作成する。  
4 会計責任者職務代行者は、会計責任者の職務を代行する。

5 会計責任者及び会計責任者職務代行者は、別に定める公印を使用するものとする。

(会計監事)

第11条 会計監事は、全国有床診療所連絡協議会の監事とする。

2 会計監事は、本会の経理を監査する。

(各都道府県代表者)

第12条 本会は、各都道府県に一名ずつ各都道府県代表者を置くことができる。

2 各都道府県代表者は、会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

3 各都道府県代表者は、本会の活動方針を受け、全国有床診療所連絡協議会会員と協力し業務を行う。

(参与)

第13条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、委員長が委嘱する。

3 参与は、執行委員会に出席して意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第14条 本会の役員、各都道府県代表者及び参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第15条 本会の会議は、執行委員会とする。

2 執行委員会は、役員をもって構成し、委員長が招集してその議長となる。

ただし、任期最初の執行委員会は、全国有床診療所連絡協議会会長たる執行委員が招集し、委員長選出まで議長となる。

(執行委員会の任務)

第16条 次に掲げる事項については、執行委員会の承認を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合には、委員長及び副委員長の議決をもってこれに代えることができる。

- 1) 事業計画
- 2) 予算・決算に関すること
- 3) その他本会の活動に重要な事項

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入金をもって充当する。

2 本会の会計年度は、全国有床診療所連絡協議会の会計年度に関する規定の例による。

ただし、政治資金規正法に規定する報告書については、別に定める。

3 会費の額および納入方法等については、別に定める。

(規約の改正)

第18条 この規約の改正については、執行委員会の承認を経なければならない。

(細則など)

第19条 この規約の施行に関する必要事項は、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、別に定める。

(事務)

第20条 本会は、事務局を設け、事務を処理せしめることができる。